

## II 日本における DV・ストーカー被害者保護の現状 と問題点

ヒューマンライツ・ナウ HRN女性に対する暴力プロジェクト

### 1 統計データから現れる問題点

内閣府男女共同参画局発表のデータによれば、平成14年度以降、配偶者暴力相談支援センター（以下「配暴センター」という。）における相談件数は増加の一途をたどっており、昨年度は8万2099件もの相談が寄せられている。また、警察において配偶者からの暴力事案を相談、援助要求、被害届等により認知・対応した件数も年々増加傾向にあり、昨年は3万4329件となっている。

他方、裁判所では、DV法に基づく保護命令申立事件の新受件数は、平成14年から平成20年までは増加傾向にあったものの、平成21年から平成22年にかけて微減となり、平成23年は2741件と、前年の3096件と比べ1割強減少している（資料2）。

これらのデータは、DV被害者が裁判所への保護命令を申し立てることのハードルの高さを示すものといえ、DV被害者が、法の適用を受けられる要件に該当するか否か、証拠があるか否か等によって、保護命令申立をするかどうかの選択を迫られ、多くの被害者が申立てを諦めざるを得ない状況に追い込まれていることが窺われる。

また、配暴センターや警察署への相談件数と裁判所への保護命令申立件数の圧倒的な開きからは、DV被害の相談を一時的に受け付ける支援者や相談機関等が、自己の判断によって保護命令申立を諦めさせる方向に被害者を誘導する傾向にあるのではないかと推測される。確かに、暴力の証拠が乏しく、保護命令を申し立てても却下される、あるいは裁判所に取下げを迫られる可能性が高いと思われる場合、申立却下によって加害者の暴力が「なかったこと」にされてしまう危険を避けるという観点からは、申立自体を避けることにも一定の合理性はある。もっとも、客観的な証拠がないと思われるような事案であっても、例えば周囲の人物に暴力を打ち明けるメールや、相談を受けた人物の陳述書などの証拠は用意できることもあり得るし、実際に申立をしてみれば、審尋の際の相手方の態度によって裁判所の心証が得られる可能性もある。したがって、申立却下を恐れるあまり、申立をすること自体に過度に消極的になる必要はないのではないだろうか。

#### (1) 保護命令申立の取下げを求める傾向

最高裁判所事務総局民事局の統計によれば、DV防止法が施行された平成13年10月から平成24年4月までに全国の地方裁判所が受け付けた保護命令申立の総数は2

万6891件、既済件数は2万6773件であり、そのうち認容決定の総数は2万1220件と、約80パーセントが認容決定を得ている。却下決定の総数は1347件であり、残りの4206件は、「取下げ等」により終了している。

ここでいう「取下げ等」には裁判所間の移送、回付等も含まれているが、その件数はそれほど多いとは思われず、申立の約15パーセントが取下げにより終了しているとみて良いのではないかと考えられる。もちろん、取下げの背景には様々な事情があり、前述のように申立却下が予想される事案においては、相手方に与える影響を考慮して、却下される前に取り下げるという選択をすべき場合もあるといえる。しかし、裁判官に取下げを求められた場合には、その理由を聞きだして検討し、取下げ要求が不当であると考えられる場合には、安易にこれに従わず、裁判所に再考を求めるべきである。

## 2 2つのアンケート結果にみる保護命令の運用に関する問題点

### (1) 2つの調査（日弁連調査及び当事者アンケート）

保護命令の運用は、一般の事件と非公開の手続で行われ、また事案の性質上、被害者のプライバシーや安全確保について最大の配慮が必要であるため、保護命令の決定書が公表されることは少ない。また、裁判所が保護命令を発令する理由がないと判断したときには、相手方に保護命令が申し立てられたことを知らせる前に申立人から取下げるよう勧告することが多い。

そのため、裁判所の事件処理の運用に関する問題点は、実際に申立てに関わった経験があるDV被害当事者本人やその支援者に直接調査をしないと明らかにはならない。

そこで今回は、次のふたつの調査から保護命令の運用に関する問題点を検討する。

#### ①「支援者アンケート」

平成22年に日弁連が実施した「保護命令制度の運用に関するアンケート」であり、全国の配偶者暴力相談支援センターと民間シェルターの支援者に対するアンケート調査である。

#### ②「当事者アンケート」

このたび、HRNと全国女性シェルターネットで行ったDV被害を経験した当事者113名に対するアンケート調査である。

①「日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会「保護命令制度の運用に関するアンケート報告書」(22.10.12)

平成21年12月から平成22年1月まで、記述式アンケート調査を実施。全国47都道府県内にある配偶者暴力相談支援センター182施設中56施設から、民間は36団体から回答を得た。

②特定非営利法人ヒューマンライツ・ナウ、NPO法人全国女性シェルターネットによる「DV防止法保護命令制度に関するアンケート」

平成24年8月から9月まで記述式アンケート調査を実施。シェルターネット参加団体の支援を受けたDV被害者113名から回答を得た。

## (2) 保護命令制度の問題点

(分析協力：近藤恵子さん(全国女性シェルターネット))

支援者アンケートで保護命令が却下されたものや取下げ勧告を受けたものの中で問題と感じた事柄としては「過去に受けた暴力の程度や頻度等で、暴力の事実が過小に評価された」「退去命令については、条文にない要件が考慮されていた」「加害者の危険性が安易に否定された」「子どもへの接近禁止の要件が厳しすぎる」「時間がかかりすぎる」というものがあった。

一方、当事者アンケートでは、同じく保護命令の問題点として「時間がかかりすぎる」「裁判所がDVに対し無理解」「暴力・危険性の過小評価」「証拠が不十分であると指摘された」という順に回答が多かった。

### ア 時間がかかりすぎる

保護命令の発令期間は年々長期化している。平成13年から20年の間の平均審理期間は12.6日とされている(『配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等』最高裁判所事務総局民事部)。申立人が非常に危険で不安定な状態を長期間余儀なくされることは、本来被害者の安全を緊急に保護すべき保護命令の趣旨が全うできない状況がある。被害者にとって、保護命令を申立てると相手方に対してそれが通知されるため、発令を待つ間に逆恨み等で相手方から襲われるのではないかという不安や恐怖は著しいものがあり、実際に危険が生じることも考えられる。その期間を少しでも短縮するよう改善が求められる。

また、こういった状況を払拭するために、暴力の危険性・緊急性が高いとの疎明があるような事案では、相手方の審尋を待たずに即時に緊急で命令を発令する制度が検討されるべきである。

### イ 裁判所の無理解・暴力の過小評価

裁判所の無理解から派生して、暴力の程度や将来の危険性に対する過小評価についても、支援者アンケート及び当事者アンケート双方で指摘されており、見逃すことができない。当事者の心理を考えれば「このままでは、自分も子どもも殺される」と思うからこそ、シェルターを利用して保護命令を申し立てるのである。それに対し第三者である裁判所が「そのくらいのことで」「重大な危険性は認められない」と判断すること自体

が、当事者の生命身体をさらなる危険に直面させる結果につながりかねない。

支援者アンケートでは、過去に受けた暴力が診断書等で明らかであるにもかかわらず却下や取下げ勧告等になった例が多くあるが、そこで問題点としてあげられたのが「過去の暴力と、避難や申立の時期に一定の期間が開いている例」である。すなわち「暴力のあとすぐに逃げなかった」ことで「怖さがない」「緊急性が感じられない」と判断されるのである。被害者は暴力のあとすぐに逃げられる人ばかりではない。子どもの学校のことや経済的なこと、本人の仕事、相手方から更なる暴力を受けないように安全に逃げ出すタイミングなどを見計らことは良くあり、それが危険性がないこととは必ずしも連動しないことは明らかである。

また、相手方の反省文や誓約書の提出があると、「危険性が減少した」と判断し、「更なる重大な危害を受けるおそれ」に当たらないとする傾向もあるようである。DV加害者の「反省」「謝罪」というものは良くあるけれど、それがあっても暴力傾向が改めるとは限らないことは、DV支援者であれば良く知っていることであるが、裁判所の理解はそこまで至っていないようである。

DV防止法が成立してから10年を経過したが、裁判所のDV被害に対する無理解はいまだ放置できない状態にある。裁判官や裁判所職員に対して、ジェンダーバイアスを払拭し、DV被害の現状を正しく理解するための研修の徹底が望まれる。

DVに対する無理解は、被害者に対する二次加害となりうる。今回の当事者アンケートでは二次被害と訴える次のような記載も見られた。

・「加害者側を『良い人間だと思う』という発言や、被害者である私の事を『あなたは鈍感なんですか?』という発言がありました。今でも裁判所、裁判官とは、どういう人で、DVに対する何の知識があったのか、不満が多く、すごくくやしい思いが残っています」

・「夫には逮捕歴が3回もあるのに、裁判官が若く、DVに対する認識が少なすぎると感じました。夫側の反論には十分な時間が与えられ・・・」

・「結婚生活42年間我慢して暮らしてきました。裁判官に『それまで我慢してきて今は我慢できないのか』といわれ、大泣きました」

こういった裁判所の無理解によって二次被害となるだけでなく、被害者の落ち度が考慮されていることの問題点が、支援者アンケートでは指摘されている。

DV加害者の多くは、暴力をふるった原因は被害者にあると主張する。「申立人に男性関係の疑いがあった」「申立人が家事や育児をおろそかにしたから」といった暴力の契機を主張するケースも多い。

特に申立人側の不貞関係については多く主張される場所ではあるが、それを被害者の落ち度として、保護命令を発令しないという判断をしたケースも報告された。

仮に被害者の側に不貞の事実があったとしても、それによって暴力が正当化されることがあってはならない。暴力の契機が問題なのではなく、暴力の存在が問題なのである

ことを裁判所は踏まえるべきである。

#### ウ 再度の申立てのハードルが高い

さらに、暴力・危険性の過小評価は、二度目の保護命令（更新）の困難さに直結している。当事者アンケートでは次のような自由記載が見られた。

・「更新が認められなかった。電話番号を変え、離婚を成立させ、手を尽くして接触を回避している努力が認められず、憤りが収まらなかった」

・「更新するまでの間危険な事がなければ、期間の延長が認められないと聞いたが、このシステムはおかしいと思った。母子支援施設に入所中はわりと安全に守ってもらえます。でも、保護命令の期間更新が危険な思いをしていない理由で認められないのは……」

・「二度目の接近禁止申し立ては弁護士さんと裁判所へ行きましたが、二度目は、相手から暴力を受けケガでもしないとダメと指摘されました。そんなことは危険すぎませんか。」

再度の保護命令申立は、初回の保護命令期間中に更なる暴力がない限りなかなか認められない。しかし、保護命令が発令されている間は、接近もなく暴力被害も無いことが多い。過去にどのような暴力があっても、6か月の保護命令期間を経過すれば将来の暴力の危険性がなくなるとは言い難いのではないだろうか。それに関連して、「6 か月」という接近禁止命令は期間として短かすぎるという記載も多く見られた。

### (3) 当事者が申立てを躊躇する背景には司法関係者の無理解がある

裁判所による暴力・危険性の過小評価は、裁判官からの取下げ勧告という形で当事者に伝えられる。当事者アンケートでは、113名のシェルター利用者にアンケートを行ったが、そのうち50%が保護命令申立てをしなかった。申立てた半数のうち認容されたのが82%と一見して高いが、その背景には半数が申立をしなかったという事実があるため、必ずしも全体として必要な保護命令が認められているという現状にあるとは言えない。

保護命令を申し立てなかった理由として最も多いのが「相手を刺激したくない」（11名）、続いて「しなくて良いと思った」（10名）、「身体的暴力がなかった」（8名）、「やっても無理と言われた」（7名）の順番になっている。

相手を刺激したくないから、という理由が最多であることは、DV犯罪の過酷さを証明するものである。殺されるような目に遭っている人ほど、恐怖のあまり申し立てをためらう場合が多い。しかし、保護命令はこうした当事者にこそ必要なものである。保護命令が発令された後に、加害者の行動を警察官が監視するなど、被害者の安全を確保するための制度の実効性を担保することが求められている。

また、「身体的暴力があったこと」は保護命令の要件であるが、当事者からは「身体的暴力は大きく評価されるのに対し、精神的暴力や性暴力などに対しは、あまり問題視されなかった事に強い疑問を抱いた」という記載があった。身体的暴力、それも「よほ

どひどい身体的暴力」がないと命令が発令されないと多くの人が考えている。中には司法関係者や警察官にもそのように考える者もいる。しかし、精神的暴力・虐待によって重い疾病・PTSD症状を抱えている被害者も多く、そのことが「その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に該当する場合もある。そのような場合であっても、身体的暴力があるケースと同様、被害者の恐怖や現実の危険性も無視できず、保護命令の必要性は高いというべきである。

また、「やっても無理だといわれた」から申立てなかったという回答が全体の17%に上り、被害者に保護命令は無理だと言った相手は「警察」「弁護士」「支援者」との回答があった。そのほかに、支援者アンケートでは、裁判所職員が水際で申し立てを持ち帰らせる例や、裁判官が取下げ勧告する例も多く報告されている。前述したように裁判所の無理解が問題点として多く聞かれたが、警察や司法関係者全体を通して、DV被害に対する理解を深めて行く必要がある。

### 3 ケース検討 仙台高裁保護命令抗告事件

#### (1) 事案の概要

A女は、高校の同級生であったB男と2008年6月ころから同居、2009年1月に結婚した。結婚当初からB男は連日のようにA女に殴る蹴るの暴力や、性的暴行をするようになった。やがて長男と次男が出生したため、A女は暴力を我慢していた。2010年5月ころにはA女は子らを連れて実家に逃げたが、約3か月後にまた同居をスタートした。B男は日常的にA女を粘着テープや手錠で拘束して性的暴行をしていた。同年10月ころ、B男は性行為を拒んだA女を何度も蹴ってベッドから落とすなどの暴行を加えた。A女は怖くて動けずにいる。

A女は11月に実家に戻り別居状態になった。その年末に警察に相談し、2012年1月23日に保護命令を申立てた。保護命令申立は認められ、2月3日に接近禁止命令が発令されたが、B男はこれを不服として即時抗告をした。

#### (2) 一審で保護命令を出した裁判官の意見

一審の裁判官は、抗告審に対して次のような意見書を出している。

①「平成23年10月下旬ころ、B男はベッドで寝ていたA女のパジャマを乱暴に脱がせようとし、A女はこれに抵抗したところ、B男から腰付近を何度も蹴られ、ベッドから落とされて、B男のことが怖かったので蹴り落とされた状態のまま寝たふりをしたと供述している。しかるに、A女の供述は、具体的かつ実感を伴ったものであり、警察署の相談で述べた内容とも一致している。この点につきB男は『自分の認識ではA女の腰のあたりを両足で押すような感じであり、ベッドから落ちたA女に対し、「下で寝たら」とは言ったが夫婦のじゃれあいの延長であり冗談でしたこと』と述べている。

たとえ冗談であってもそのような行為をする必然性に乏しいことなどからB男の供

述内容は信用し難く、A女の供述は信用できる。」

②「平成23年1月ころ、B男は石油ファンヒーターの操作パネルの下部分を殴ってへこませたところ、A女はその間近にいたので、それを見て自分も殴られるのではないかと思い、とても怖かったと供述している」「B男は、A女からB男の両親の愚痴を言われ、B男が大事にしていたCDを5、6枚割られるなどしたため、頭に来てやってしまったことで、自分が怒るのもやむを得ないと供述するが、・・・いかなる経緯があったにせよ、そのような粗暴なふるまいをすればA女がその身体等に対し脅威を感じるのは明らかである。」

③「さらにA女は、B男が強圧的な性交渉を頻繁に求めてきており・・・(粘着テープや手錠での拘束等)・・・などと供述している。B男はこれらの事実を否認し、又はA女の同意を得てしたことである旨供述しているが、・・・上記行為は通常の性行為の範ちゅうを逸脱しており、単なる性的暴力とは解されず、身体に対する暴力と評価すべきである。」

#### (3)保護命令を取消した仙台高裁の決定

このような原審の意見書に対し、仙台高裁は、一転してB男の主張を認め、即時抗告を認めて保護命令を取り消した。その判断は次のようなものであった。

①「(ベッドから蹴り落とされた行為について)、B男の主張と乖離がある上、A女は上記暴行を受けたあとも、ケガの手当をすることもなく同じ部屋の中でB男と一緒に寝ていたというのであり、・・・緊迫感に欠けた実態があったことがうかがわれる」

②「(石油ファンヒーターを殴った行為について)、それがA女とB男のいさかいに起因して行われた暴力であるとは認められるものの、直接A女に向けられた暴力ではない上、その後もB男が引き続いて同様な暴力に及んだ様子もうかがわれないことから、夫婦喧嘩の一端として、通常の夫婦関係においても発生しがちな物にあたって鬱憤を晴らすという行為が行われたにすぎない」

③「(数々の性的暴行について)、それが離婚慰謝料の斟酌事由となり得ることは別論として、A女のB男に対する対応に緊迫感に欠けた実態があったことは否定し難いから、上記性的暴行により、A女がB男からさらに暴力を受けて生命又は身体にウウだ否危害を受けるおそれがあることを自覚していたと認めることは困難というべきである」

このような仙台高裁の判断は、B男に対しては審尋を行って聞き取りをしたが、A女に対しては直接事情を聴くことはなく出された判断であった。

#### (4) 最高裁の異例の付言

これに対してA女がした最高裁への特別抗告では、特別抗告は「違憲」の理由が必要であるが、そのような違憲事由はないという形式的な理由で却下したものの、「原審(仙台高裁)の判断は、A女本人を直接審尋しないままされたものであるところ、さらに審理を尽くしていれば原決定とは異なる結論となった可能性が十分考えられるところである。」という異例の理由を付した。

#### (5) この事案から見えてくるもの

A女の事件について仙台高裁の出した決定内容は、1で述べた保護命令制度の問題点として強調されている「裁判所の無理解」「暴力の過小評価」のまさに実例と言えるものである。

仙台高裁は、A女がすぐに逃げなかった点を取り上げて「緊迫感に欠ける」とした。そこには「暴力を振るわれて怖かったならすぐに逃げるべきだ」という前提がある。これは一般に“強姦神話”と言われる、「被害者は本当に怖かったり嫌だったら逃げるはずだ」というバイヤスと同じ価値観である。そこには恐怖のあまり動けないこともあるという被害者心理が完全に抜け落ちている。

おそらくこの時点でA女は、B男には腕力では到底かなわないということを身にしみていたからこそ、逃げるなどしたら、興奮しているB男を不用意に刺激してすぐに捕まって更なる暴力を受けることを予想し、そのために動けなかったものであろう。1歳と3歳の乳幼児を抱えてすぐに逃げる方が困難である。A女の行動には十分な緊迫感があり、理解可能であるというべきである。

また、B男がファンヒーターをへこむほど殴ったのは「夫婦喧嘩の一端として、通常の夫婦関係においても発生しがちな、物にあたって鬱憤を晴らすという行為が行われたにすぎない」とした。そのような見方は、暴力を安易に容認するもので到底許されない。しかも、これがB男のした行為ではなく逆にA女がした行為なら「夫婦喧嘩において通常発生しがち」と判断するであろうか。仙台高裁の「夫婦喧嘩」は非常にジェンダーバイアスのかかった偏った見方である。

手続的にも、一審の裁判官からA女の供述は信用できるがB男の供述は信用できないという意見書が提出されているにも関わらず、B男の話のみ聞いて保護命令を取り消したその審理方法の不当性は著しいものがある。

最高裁が異例の付言をしたのは、上記のような仙台高裁の著しく不当な判断を見過ごせないと判断したからではないだろうか。

## 4 ケース検討 奈良地裁葛城支部傷害被告事件

### (1) 事案の概要

2006年2月に婚姻した直後よりC女は、医師である夫D男より多数回に及ぶ暴力を受けていた。2008年10月1日深夜、C女は、D男より「死んでくれ。」と言われて羽交い絞めにされ、顔全体がうっ血するほどの強さで首を絞められる暴力を受け、2人は別居した。

その後、C女がD男の同居中の多数の暴行事件のうち2件を傷害罪および殺人未遂罪で告訴し、最終的に2件ともD男は傷害罪により起訴された。

D男は、暴行の事実を否認し、無罪を主張した。検察は事実立証はもとより、C女が繰

り返し暴力を受けながらも、D 男と結婚生活を続けていた心理等について、フェミニストカウンセラーによる専門家証言により立証した。

裁判所は、D 男を有罪とし、懲役1年4か月執行猶予3年の判決を言い渡した。なお、検察官の求刑は2年6か月であった。

## (2) 判決が量刑を軽くした理由

松尾昭彦裁判官は、判決の量刑理由において、D男に有利な事情として以下の点を挙げた。

①婚姻前後から、両者は夫婦げんかを繰り返しながらも・・・同居を継続していたこと。

②C女も、暴力を振われた際に、反論や平手打ちしたり、物を破壊するなどの反撃に出て、D男も受傷していたこと。

③被害直後にC女が「気をつけてね。無茶な運転はしたらあかんよ。約束してくださいね。」という内容のメールをD男に送信していること。

などを総合すると・・・D男に一方的に責任を負わせることはできない。

④D男には前科がない。

⑤D男は医師として社会的な貢献をしてきたこと。

## (3) 上記量刑理由の問題点

### ①について

夫婦間の支配従属関係の中で繰り返されてきたDVを、「夫婦げんか」と評価し、C女がD男への愛情や変わってくれるという期待、またD男による暴力によって心理的に支配コントロールされていたDVの構造を理解せず、繰り返されたDVをD男の悪性として評価するのではなく、逆に有利な事情として考慮に入れている。

### ②について

C女が、激高して暴力的言動を続けるD男に対し、D男を冷静にさせようとする行動や、防御行動をD男に有利な事情としている。判決の論法によれば、被害者は暴力を振るわれても、反論したり、抵抗したりすべきではないことになる。

### ③について

殺されるような目にあつたC女が、事件直後に自動車を実家に向かったD男が、動揺して事故でも起こしてはいけないと思い、D男を気遣うメールを送信したが、そのことをD男に有利な事情としている。

①～③はいずれもC女に落ち度や責任があるといった事情ではなく、D男に「一方的に責任を負わせることができない」事情とは到底なり得ない事柄である。

### ④について

確かにD男に前科はない。しかし、D男はC女に対して、同居中に多数回、暴行を振るっており、夫婦間暴力であるがゆえに事件化しなかったに過ぎない。このような場合にまで、前科のないことが殊更に有利な事情として考慮されるべきではないだろう。

### ⑤について

D男の職業が医師というだけのことである。どのような職業に従事していても社会的貢献をしているのであり、医師であるからと言って格別に社会的貢献をしているわけではない。裁判官は、医師を特別扱いし、D男の職業をもって有利な事情としたものである。

D男が人の生命や身体の安全を守るべき仕事に従事している医師でありながらも、暴行を振るっていることは、むしろD男の医師としての適格性に関わる問題である。

本件はDVの刑事事件の一判決であるが、日本の現在の裁判所には、DVに関する無理解、加害男性に対する温情的姿勢、「無抵抗で従順な」女性を理想的な被害者とするジェンダーバイアスが存在しており、DVに関して寛容であることを示している。

## 5 「ストーカー事件」と警察の対応について

警察が事前にDV等の被害を認知していたにもかかわらず、更なる加害行為を防ぐことができず、加害者が殺人等の重大な加害行為に及んだケースは少なくない。

以下、「桶川事件」（1999年）、「石巻事件」（2010年）、「長崎西海事件」（2011年）をもとに、警察が事前に被害を認知していたにもかかわらず、殺人等の重大な加害行為がなされた「ストーカー事件」における、警察の対応について述べる。

### 「桶川事件」

#### ■事件の概要

（後掲「埼玉県桶川市における女子大生殺人事件をめぐる調査報告書」〈平成12年4月6日付、埼玉県警本部〉参照）

元交際相手による自宅への押し掛けや自宅周辺の徘徊また元交際相手によるものと思われる名誉毀損行為があり、被害者や家族が、警察に相談をしていたものの、告訴の受理の先延ばし等がなされ、適切な対応や捜査がなされないまま、平成11年10月26日、被害者が殺害された。

#### ■警察庁の通達

事件から約2ヶ月後の警察庁の通達（平成11年12月16日「女性・子供を守る施策実施要綱の制定について」乙生発第16号。警察庁HPに全文掲載）は、つきまとい事案及び夫から妻への暴力事案について、以下の取り組みをすとした。

##### ①女性の立場に立った対応の推進

- (1) 被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講ずる。
- (2) 刑罰法令に抵触しない事案も、防犯指導、自治体関係部局、弁護士等の他機関への紹介等により、適切な自衛・対応策を教示。また、必要があると認められる場合

には、相手方への指導警告等をする。

## ②体制の整備

相談対応や他機関との連絡等を適切に行えるよう、各警察の実情に応じて可能な限り「女性に対する暴力」対策係（女性警察職員が担当）の設置等をする。

## ③被害女性の精神的被害の回復への支援

検挙、指導警告等の実施後も、継続的に被害女性への精神的被害の回復への支援を実施する。

また、「桶川事件」によりストーカー犯罪防止の必要性が広く認識され、2000年5月18日に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」が成立した（同年11月24日施行）。施行直前の通達（平成12年11月21日「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の施行について」乙生発第21号等。警察庁HPに全文掲載）は、以下を留意することとした。

- ①全警察職員に対する指導教養を実施し、ストーカー問題に対する認識を改め、真摯に対応するよう徹底する。
- ②人的体制の整備・拡充及び装備資機材の整備に努める。
- ③警察内部の部門相互の連携を密にする。
- ④関係機関等と連携の上、被害者の立場に立った的確な援助措置を講じる。
- ⑤広報啓発活動によりストーカー問題に関する国民意識の醸成と啓発を図る。

## 「石巻事件」

### ■事件の概要

（後掲「石巻市清水町における殺人等事件の相談対応に関する検証結果」〈宮城県警察ストーカー・DV対策室のホームページ〉参照）

平成22年2月5日から9日まで、元内縁の夫のDVについて12回の相談が警察に対してなされ、同月10日に被害届等を受理することになっていた。しかし、同日、加害者が、自宅を訪れ、姉、友人を殺害した。また、現場に居合わせた男性も刺された。さらに、加害者は、DVの被害者本人を連れ去った。

なお、1年前から警察に対し相談がなされ、口頭の警告や女性相談センターへの避難等がなされていたが、被害届の提出には至っていなかった。加害者も、DVの被害者も、未成年であった。

加害者は、傷害、殺人、殺人未遂、未成年者略取等の罪で起訴され、平成22年11月25日、死刑の判決が下された（仙台地裁、平成22年（わ）第258号。控訴審係属中）。

### ■警察庁の通達

事件から約2ヶ月後の警察庁の通達（平成22年4月21日「男女間トラブルに起因す

る相談事案への対応について」丁生企発第196号等。警察庁HPに全文掲載）は、事案の特性にかんがみ、適切な対応がとれるよう、下記を周知徹底することを求めている。

①事案の特性を踏まえた対応

状況が急展開して重大事件に至ることが少なくないことを十分に認識し、対応が後手に回らないようにする。

②警察本部の積極的な関与

できるだけ早い段階で警察本部主管課に報告させ、類似事案の教訓や専門的な分析、関係機関との連携の可否等を踏まえた的確な指導の徹底を期す。

③被害者及び加害者への踏み込んだ対応

被害者やその親族等に状況の急展開により被害者に及ぶ危険性の過小評価を改めさせ、厳重な自衛措置や即時の避難の重要性を理解させるよう努める。

加害者に対する指導・警告や事情聴取の際は、沈静化を図る観点からの対応にも配慮する。

④急場における一時避難場所の確保等

平素より配暴センター等と連携し、一時避難等の措置がとれるよう、現場レベルでの実務的な協力関係を確立しておく。

「被害直後における犯罪被害者等への一時避難場所の確保に係る公費負担制度」の積極的な活用を図る。

⑤加害者の身柄の確保と引離し

説得にもかかわらず被害届が出されない場合も、双方当事者の関係等を考慮した上で必要性が認められ、かつ、客観証拠及び逮捕の理由があるときは、加害者を逮捕し、強制捜査を行うことも検討する。

■宮城県警の検証（後掲「石巻市清水町における殺人等事件の相談対応に関する検証結果」）

宮城県警は、前述の通達を踏まえたと思われる、検証を実施している。

詳細は、後掲の「検証結果」をご覧いただきたいが、総括としては、

①更に一步踏み込んだ説得，勸奨等相談においてとり得る万全の措置

②加害者の性格，素行，深層心理等を深く洞察して突発的に凶行に及ぶことの可能性等を予測した警戒，事件化等の措置

③関係機関との定期・随時の密接な連携によってとり得る措置等

について引き続き検討を行っていくということである。

## 「長崎西海事件」

### ■事件の概要

(後掲「長崎県西海市における女性2名被害の殺人事件に関する警察の対応の問題点及び再発防止策について」平成24年6月6日付、警察庁〔以下、「警察庁再発防止策」という。〕、及び「長崎県西海市西彼町における女性2名被害の殺人事件に関する千葉・長崎・三重県警察の対応の検証結果」平成24年3月4日付、千葉県警察・長崎県警察・三重県警察〔以下、「三県警検証結果」という。〕参照。)

平成23年10月29日、千葉県警において、男女間における暴力を伴うトラブルに関し被害女性の父親から相談を受理し、傷害事件として捜査していたところ、同年12月16日、同トラブルの加害者が、長崎県にある被害女性の実家に押し掛け、被害女性の母親及び祖母を殺害した。

本件には、千葉県警（被害女性が住んでいた）、長崎県警（被害女性の実家が所在。初めに被害女性の父親から相談を受けた）、三重県警（加害者の実家が所在）が関わっていた。

### ■三県警の検証及び警察庁の通達等

千葉・長崎・三重の三県警は、「三県警検証結果」を同月4日付で公表した。

また、警察庁は、2つの通達を出している（平成24年3月5日「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への迅速かつ的確な対応について」丙生企発第4号等。警察庁HPに全文掲載。同日「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応上の留意事項について」丁生企発第104号。警察庁HPに全文掲載。）。さらに、同年6月6日には、「警察庁再発防止策」も発出している。

これらの警察庁及び三県警の文書が、再発防止策として指摘するのは、大きく分けると、

- ①男女間トラブルの重大事件発展性に対する危機意識を認識し、積極的な対応をとること、
  - ②警察組織による的確な対応の徹底
- である。

- ①男女間トラブルの重大事件発展性に対する危機意識を認識し、積極的な対応をとること

- ・この種の事案の特徴の再認識

まず、事態が急展開し重大事件に発展することが多いことや親族等に危害を加える事例があることの再認識が求められている。

- ・求められる対応

さらに、未然防止の観点も持ち、事案に即して最も迅速かつ適切な手法を常に意識し、組織による的確な対応を徹底することが必要とされている。

また、被害の届出の意思がない場合でも、親族等にまで生命の危険が及び得ることを十分に説明した上で、必要に応じて被害者に被害の届出の説得を試みる。被害の届

出をしない場合でも、当事者双方の関係を考慮した上で、必要性が認められ、かつ、客観証拠及び逮捕の理由がある場合には、加害者の逮捕を始めとした強制捜査を行うことを検討する必要がある。

## ②警察組織による的確な対応の徹底

### ・具体的な問題点

#### (1) ストーカー規制法の運用上の問題

警告主体判断の問題：ストーカー規制法が「警告の申出をした者の住所地を管轄する警察本部長等」を警告主体とするところ、千葉県警は、西海警察署で警告すべきと判断し、自ら積極的に警告を行わなかった。被害女性に対し、住所地の再確認もなされず、どの警察本部長等が行うかの決定もなされないままであった。

ストーカー行為認定の問題：ストーカー行為を確認するまでに至らなかったため、ストーカー規制法適用に踏み込まなかったが、さらに踏み込んだ取調べやメール内容等の確認などの立証措置を講じ、警告、検挙等のストーカー規制法の積極的な適用を図るべきであった。

#### (2) 警察署による組織的対応の不備

適時・適切な署長報告がなされていなかった。また、警察署内における連携が十分に図られていなかった。

#### (3) 関係県警察における連携の不備

被害者の動向に関する情報の連絡が関係県警察間において十分になされていなかったほか、本部主管課を通じることなく関係警察署のみの間で行われ、本部を含めた組織的対応がとられていなかった。

#### (4) 本部主管課による指揮、指導の不在

千葉県警察においては、本部主管課による事案詳細の把握がなされておらず、習志野署に対する適切な指揮、指導が行われていなかった。一方、習志野署では、ストーカー関係犯罪を受理した際の本部主管課への報告がなされていなかった。このように、本部主管課による指揮、指導の機能が発揮されなかった。

### ・求められる対応

#### ・警察署長への報告・警察署長による積極的な指揮

認知した場合、署長に報告。署長は、生活安全課長及び刑事課長等の保佐を受けて、速やかに処理方針及び処理体制を決定する。

また、事案処理の担当課長を指名する。とるべき措置に応じ地域課や警務課等の要員の指名も検討し、必要な場合プロジェクトチームを編成し専従体制を確立する。

被害者のみならず、親族等についても、110番緊急通報登録システムへの登録等の適切な保護措置を徹底する。

#### ・警察本部への報告

所長は、警察本部のストーカー事案等担当課へ速報、決定した処理方針及び処理

体制の報告及び処理系か等の経過報告を行う。

事案処理の担当課長は、刑事部担当課に上記の報告を行う。

・ **警察本部による指導等**

本部の担当課は、報告を受けた処理方針及び処理体制を十分吟味した上、必要な事項について速やかに警察署長に対し指導・助言を行うとともに、人員の派遣等の必要な支援を行う。

事件担当課の担当警視も、処理方針及び処理体制を十分吟味した上、警察署に対し指導・助言を行うとともに、人員の派遣等の支援を行う。

本部各課は、重大事案に発展する可能性や事案への対処の切迫性等について相互に情報を交換、共有し、処理方針及び処理体制を協議し、指導方針を統一する。

・ **関係都道府県警察の連携**

関係場所が複数の都道府県にわたるものについては、関係都道府県があらかじめ指定した連絡担当官を通じて緊密に連携し、情報を共有する。ストーカー規制法等に基づく行政措置を講じる必要を認める場合には、関係都道府県警察が協議の上、主管警察本部を決定する。

情報共有は、連絡担当者を指定し、原則として緊急時も含め当該連絡担当者相互間で行う。